写

7 環 活 第 6 3 6 号
令 和 8 年 3 月 10 日

尾三衛生組合
管理者　小山　祐　様

愛 知 県 知 事

尾三衛生組合ごみ処理施設整備事業に係る計画段階環境配慮書についての知事意見について（通知）

このことについて、愛知県環境影響評価条例（平成１０年愛知県条例第４７号）第４条の７第１項の規定に基づく環境の保全の見地からの意見は、別添１のとおりです。

なお、環境の保全の見地からの関係市町長の意見は別添２のとおりです。

担当　環境局環境政策部環境活動推進課
環境影響・リスク対策グループ
電話　052-954-6212（ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ）

尾三衛生組合ごみ処理施設整備事業に係る計画段階環境配慮書についての知事意見

事業者は、以下の事項について十分に検討した上で、事業計画を策定するとともに、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）以降の図書を作成する必要がある。

１　全般的事項

（１）配慮書において設定された複数案を絞り込んだ経緯及びその内容について、方法書において丁寧に記載すること。

（２）事業計画の検討に当たっては、環境の保全に関する最新の知見を踏まえ、環境影響をできる限り回避、低減すること。

２　大気質

事業実施想定区域周辺には住宅地等が存在しており、事業の実施に伴う排出ガスにより生活環境への影響が懸念される。

このため、生活環境に配慮した事業計画とするとともに、事業実施想定区域及びその周辺の大気質及び気象の状況を考慮し、適切な調査、予測及び評価の手法を検討すること。

３　動物、植物及び生態系

動物、植物及び生態系に配慮した事業計画とするとともに、適切な調査、予測及び評価の手法を検討すること。

４　景観

計画施設及び煙突の存在による景観への影響が懸念されるため、これらの形状等に配慮した事業計画とするとともに、十分な現地踏査を実施した上で、適切な調査、予測及び評価の手法を検討すること。

５　温室効果ガス等

発電効率の高い廃棄物発電設備の導入、焼却による廃熱の有効利用など、温室効果ガスの低減に配慮した事業計画とするとともに、適切な調査、予測及び評価の手法を検討すること。

６　その他

方法書以降の図書の作成に当たっては、住民等の意見に配慮するとともに、分かりやすい図書となるよう努めること。

別添２

写

豊環保発第２０４１号
令和８年１月30日

愛知県知事　大村　秀章　様

豊田市長　太田　稔彦

尾三衛生組合ごみ処理施設整備事業に係る計画段階環境配慮書について（回答）

令和８年１月９日付け７環活第538号の照会については、環境の保全の見地からの意見はありませんが、方法書以降の図書がわかりやすく作成されるよう、関係者への周知に配慮してください。

【担当】環境部　環境保全課
企業指導担当　髙木、江坂
TEL　0565-34-6628
FAX　0565-34-6684

写

7日環第1365号
令和8年1月27日

愛知県知事　大村　秀章　様

日進市長　近藤　裕貴

愛知県環境影響評価条例第4条の7第2項の規定に基づく意見について（回答）

令和8年1月9日付け7環活第538号により照会がありました、尾三衛生組合ごみ処理施設整備事業に係る計画段階環境配慮書に対する留意事項について、下記のとおり環境保全の見地からの意見を提出します。

記

1　総括的事項

本事業は、一般廃棄物の安定的な処理体制の確保及び脱炭素社会の実現に資する事業であると認識している。一方、計画地は本市を含む複数市町の境界に位置し、周辺には住宅地等の生活環境上配慮を要する施設や自然環境が存在することから、事業の計画及び実施に当たっては、環境への影響の回避及び低減に十分留意する必要がある。

2　個別事項

⑴　大気環境

焼却施設からの排出ガスについては、関係法令の基準を確実に遵守するとともに、可能な限り排出抑制に努め、本市域を含む周辺地域への影響が適切に低減されるよう留意すること。

⑵　騒音・振動・悪臭

施設の稼働並びにごみ収集車両等の通行に伴う騒音、振動及び悪臭について、周辺の生活環境への影響を考慮し、必要な低減措置を講じるよう留意すること。

⑶　水環境

雨水及び排水の処理については、集中豪雨時を含め、公共用水域及び地下水に影響を及ぼさないよう、適切な管理及び対策を講じるよう留意すること。

⑷　自然環境及び景観

周辺の動植物、生態系及び景観への影響について、可能な限り回避又は低減が図られるよう、施設の配置、構造及び緑化等に配慮すること。

⑸　地球温暖化対策

エネルギー回収の効率化等を通じ、温室効果ガス排出削減に資する施設計画とし、脱

炭素社会の実現に寄与するよう留意すること。

⑹　住民への情報提供

本市住民を含む周辺住民に対し、事業内容及び環境保全対策について、適切かつ丁寧な情報提供に努めるよう留意すること。

3　結び

以上の留意事項を踏まえ、今後の環境影響評価手続において、環境保全に十分配慮した検討が行われることを期待する。

担　　当　市民生活部　環境課　宮下
電　　話　0561－73－2883（直通）
ファクス　0561－72－4603
電子メール　kankyo@city.nisshin.lg.jp

写

７ み 生 環 第 １ ２ ４ ３ 号
令和８（2026）年　１月２６日

愛知県知事　様

みよし市長　小　山　　祐
（　公　印　省　略　）

尾三衛生組合ごみ処理施設整備事業に係る計画段階環境配慮書について（回答）

令和８（2026）年１月９日付け７環活第５３８号の照会につきまして、下記のとおり回答します。

記

１　全般事項

(1) 本事業の施設配置

本事業は、既存施設を稼働させながら新施設の建設を行う事業で、煙突の配置について複数案が設定されており、環境への影響の検討結果等を踏まえて決定する予定となっている。

このため、方法書以降の手続きにおいて、大気質、景観などの環境要素に対し特段の配慮をしたうえで配置計画を作成されたい。

(2) 地域住民等への配慮

事業実施想定区域の周辺住民に対して適切な機会をとらえて丁寧な説明を行うとともに、わかりやすい説明資料の公開を通じ、地域の不安を解消する必要がある。

また、建設・供用交通に伴う騒音・大気・安全へのリスクを最小化するため、安全対策、動線計画、施工方法や時間帯の配慮等を求める。

２　個別事項

(1) 大気質

方法書以降の手続きにおいて、気象の現地調査の実施や計画施設の計画諸元について十分検討したデータに基づいた予測を行い、必要に応じて実行可能な範囲で環境保全措置を講じるよう配慮いただきたい。

(2) 景観

本市側の周辺の自然環境及び居住環境に配慮した煙突の配置、照明の計画等、必要に応じて実行可能な範囲で環境保全措置を講じるよう配慮いただきたい。

担　当　市民経済部生活環境課
電　話　０５６１－３２－８０１８（直通）
電子ﾒｰﾙ　kankyo@city.aichi-miyoshi.lg.jp

写

東 環 発 第 2 号
令和８年１月16日

愛知県知事 大村 秀章 殿

東郷町長 石橋 直季

尾三衛生組合ごみ処理施設整備事業に係る計画段階環境配慮書について（回答）

令和８年１月９日付け７環活第５３８号で照会のありましたこのことについて、意見はありません。

担　当　まち整備部環境課
電　話　0561-56-0729
ＦＡＸ　0561-38-7933
メール　tgo-kankyo@town.aichi-togo.lg.jp